

電源開発株式会社「(仮称)西中国ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年2月4日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)西中国ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：山口県周南市、岩国市及び島根県吉賀町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大141,900kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年11月 8日
環境大臣意見受理	令和4年 1月21日
経済産業大臣意見	令和4年 2月 4日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社「(仮称)西中国ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔をとること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点及び森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点等からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

（３）風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（４）土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき指定された砂防指定地、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、「山地災害危険地区調査要領」（平成 18 年 7 月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川、沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

（５）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75 号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への鳥類の衝突事故や移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ、ハチクマ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（６）植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 3 回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定された「ブナ原のブナ林」、同調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたクロモジブナ群集、ジュウモンジシダーサワグルミ群集等の植生、山口県自然環境保全条例（昭和 49 年山口県条例第 4 号）に基づき指定された「山口県緑地環境保全地域」及び森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

（７）人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「中国自然歩道」等の人と自然との触れ合い活動の場が存在することから、本事業の実施に伴う直接改変のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観の変化等により主要な人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、適切な調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回

避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。